

発行 東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課……)
- 基本測量の終了(二件)……(同)……一
- 公共測量の実施……(同)……一
- 公共測量の終了(八件)……(同)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……(環境局環境改善部化学物質対策課……)……三
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更、辞退及び廃止……(福祉保健局障害者施策推進部計画課……)……六
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定……(同)……八
- 平成二十三年における中型まき網漁業の許可等の申請期間……(産業労働局農林水産部水産課……)……九
- 都道の区域変更(二件)……(建設局道路管理部路政課……)……九
- 都道の供用開始……(同)……三

告示

●東京都告示第八百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(超長基線測量)
- 三 測量の区域 小笠原村地内
- 四 測量の期間 平成二十三年四月二十一日から平成二十四年三月十六日まで

●東京都告示第八百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(土地条件調査)
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山

市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町各地内

平成二十二年六月一日から平成二十三年三月十八日まで

- 一 測量施行者 国土地理院
 - 二 測量の種類 基本測量(機動観測)
 - 三 測量の区域 大島町及び小笠原村各地内
 - 四 測量の期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 平成二十三年五月十九日
- 東京都知事 石原 慎太郎

●東京都告示第八百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(境界確定)
- 三 測量の区域 府中市地内

●東京都告示第八百六十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(道路区域台帳作成)
- 三 測量の区域 江東区森下五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十二年九月八日から平成二十三年三月二十九日まで

●東京都告示第八百六十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(道路区域台帳作成)
- 三 測量の区域 江東区住吉二丁目及び猿江二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十二年九月八日から平成二十三年三月二十二日まで

●東京都告示第八百七十号

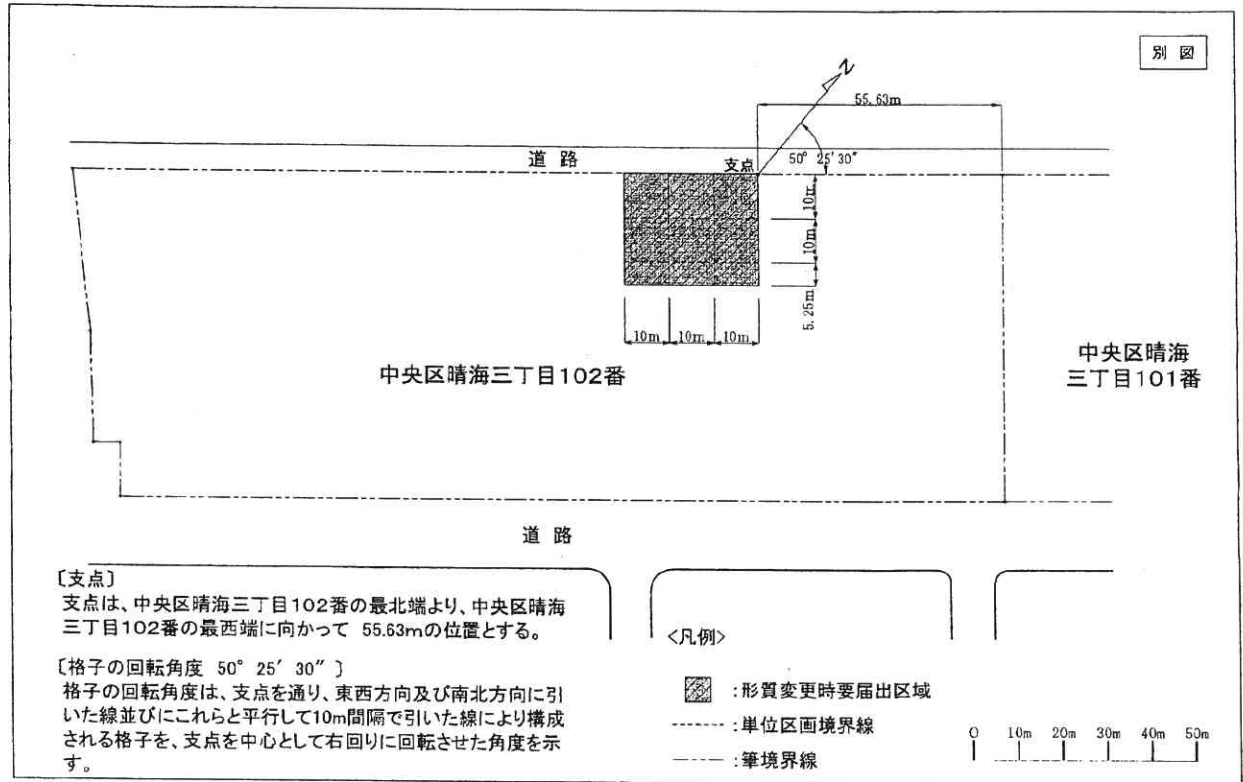
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年五月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区晴海三丁目百二番の一部)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



●東京都告示第八百七十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年五月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区平井
七丁目千八百七十五番五、同番六及び千八百七十九番四の
各一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化
合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふ
っ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化
合物